

質問回答

平成 25 年 7 月 22 日

「チュニジア国ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業準備調査」

(公示日:平成 25 年 6 月 26 日 / 公示番号:4)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P3 5.実施方針及び留意事項 (7)環境社会配慮について 2) EIA 報告書案のレビュー	EIA 報告書の作成及び手続きの実施状況について 現時点において、EIA 報告書がどの程度作成されているか、審査手続きが既に実施されているかどうかわかりますでしょうか。また、第 1 回現地調査前の国内準備調査の段階で、EIA 報告書を入力することは可能でしょうか。	EIA については、実施機関(STEG)がローカル・コンサルタントを雇用して、本年 8 月から調査を開始予定との情報を得ています。国内準備調査の段階では、本事業に係る EIA 報告書は入手できません。但し、調査報告書の項目立てや内容については、配布資料にある直近の別の火力発電所のものと同様になるため、参考にしてください。
2	P6 6.業務の内容(1)第一次現地調査 7)現地ステークホルダーミーティング(第 1 回)の開催 および P9 6.業務の内容 (3)第 1 次国内作業 2)環境社会配慮助言委員会への支援	EIA ドラフト版のレビュー及びスコーピング案について 第 1 次現地調査で、EIA ドラフト版をレビューした後、スコーピング(案)を作成し、第 1 回ステークホルダー協議で説明することになっておりますが、助言委員会はこのあとの第 1 次国内作業で開催されることになっております。 この場合、協議するスコーピング(案)は、助言委員会を通さないことになっておりますが、それによろしいのでしょうか？	助言委員会と第一回ステークホルダー協議の開催の順番は特に決まっておりません。 本調査では、ステークホルダー協議を助言委員会の前に実施する予定にしています。
3	P6 6.業務の内容(1)第一次現地調査 7)現地ステークホルダーミーティング(第 1 回)の開催	第 1 回ステークホルダー協議について 第 1 次現地調査までに、事業者がステークホルダー協議を実施済みで、この結果に基づき環境影	チュニジアの国内法ではスコーピングを実施せず、スコーピング段階でのステークホルダー協議は実施しなくてもよいことになっております。実施機

		響評価項目について EIA ドラフトに反映させており、JICA ガイドラインにも整合していると判断できましたら、新たためて第 1 次現地調査でステークホルダー協議を行なう必要はないと考えますがいかがでしょうか？	関が実施する EIA 調査ではスコーピング段階でのステークホルダー協議を実施しないことを確認済みです。 従って、第 1 次現地調査でのステークホルダー協議の開催は必須となります。
4	P10 7.成果品等 1)成果品	<p>成果品の表の下に、各レポートを電子化したものを、CD-R にて 2 セット提出するとありますが、これは以下の解釈でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インセプションレポート 英文 CD-R2 枚 仏文 CD-R2 枚 計 4 枚作成 ・インテリムレポート 英文 CD-R2 枚 仏文 CD-R2 枚 計 4 枚作成 ・ドラフトファイナルレポート 英文 CD-R2 枚 仏文 CD-R2 枚 計 4 枚作成 ・ファイナルレポート 英文 CD-R2 枚 仏文 CD-R2 枚 計 4 枚作成 <p>総計 16 枚作成</p>	<p>CD-R でご提出いただくのはファイナル・レポート分の 4 枚(英文 2 枚、仏文 2 枚)のみとなります。他のレポートについては、データのみ提供いただきたいと考えております。</p> <p>なお、インテリム・レポートについては英文のみの提出となります。</p>
5	同上	デジタル画像集について、目安の枚数はございますか。	20-40 枚程度でお願いします。

以上